

52年6月13日 本會議資料

民の税負担は他市 答 少ない 申とを示し 書 けるが、反面、決算額、投資的経費における市民一人当りの額は26市中1位ない

福生市長から、昭和52年1月27日付けをもつて「市議会議員並びに市長等の報酬額の改定と実施時期」について諮問を受けた当審議会は、その重要性にかんがみ終止公正な立場に立つて慎重審議をして行くことを基本姿勢として会議を進めてまいりました。申し上げるまでもなく、経済不況は底深いものがあり、企業も不況から脱しきれず、今もなお倒産が続いています。しかし、こうした経済情勢下にあつても、地方自治体の行政需要はますます増大しているのが実状であり、これに対処する各自治体の多くは依然として財政の硬直化が続いています。当市においても、住民福祉向上のための施策が次々に行われており、又住民の行政に対する要望は多種多様、広範囲となつていますが、財政力の弱い当市において、常に住民の幸せを願つて御努力を傾注されております市長をはじめ市議会議員、その他市政にたずさわる各位に対し、委員一同心から敬意を表します。

さて、諮問を受けた報酬額の改定の必要性ですが、その有無を決定する前に、当市の現行報酬額が妥当なものであるのかどうかについて検討を行うことにしました。そのために、都下市町村の状況等に関する資料を事務局に求めたところ、都下26市の財政力に関する調べ、報酬額の比較、今後の収入見込、議会の活動状況等、

有効適切な多くの資料を得ましたので、これを審議過程における資料としながら積極的な審議を行つたところ、他市町村の報酬額との比較、一般職の職員の給与との比較、消費者物価指数の上昇、市の特殊性等に審議が集中し、当市においても、この際報酬額の改定を行うべきであるとの意見で一致しました。

しかしながら、当審議会としても額の決定については安易な考え方で決定することは今日のような社会情勢の中で市民の理解を得ることは困難であり、このことがかえつて今後の円滑な行政運営の障害にもなりかねないことを深く認識し、その結果が市民から十分納得の得られるものであるよう配慮し、審議を行つてきました。

つては、報酬改定の要素となつた主なものについて項目ごとに列記してみますと、

#### 1 他市町村との比較

当市の報酬額は、昭和51年4月1日に改定したものであるが、その後、都下の各市町村で大巾な報酬改定が実施され、当市の報酬額は26市中24番目から26番目と最下位相当にある。また、当市の財政力は都下26市中下位にあり決して健全財政とはいえないが、最近における税収の伸率は額の差こそあれ、順調に上昇している。

ただ市民一人当りの税収額については、26市中24番目で住

民の税負担は他市より少ないことを示しているが、反面、決算額、投資的経費における市民一人当りの額は26市中1位ないし2位となつている。これは理事者市議会議員各位が福生市の特殊性をよく理解し、民生安定のための行政を積極的に推進する等、常に活発な政治活動を行つている結果、補助金の獲得等自己財源以外の資金により市民に多くの福祉を還元していることを表わしているもので、その責任と労に報いるための報酬額としては決して十分なものであるとはいえない。

## 2 一般職の職員との比較

一般職の職員については、昭和51年4月1日にさかのぼつて給与改定が実施されており、その結果、すでに助役、収入役、教育長の給与を越えて支給を受けている職員がいる。一般職の職員より低額であるということは自治体の組織上、その責任性において必ずしも適当でない。

## 3 消費者物価指数の上昇

一時鎮静化の傾向にあつた消費者物価指数も、昨年1月頃から上昇し、現在昨年同期比で10%程度の上昇率を示しているので、最低でも物価指数の上昇分程度は考慮すべきである。

## 4 福生市の特殊性

横田基地の大半をかかえた当市は、行政上多くの問題があり、市民生活にも多くの影響を受けており、市民感情的にも困難な

問題が山積されている。従つて、基地存在に伴う補償、財源の補助確保、施設の拡充等民生安定のため、他市にない多くの苦勞をたえず背負つている。

その他にも改定の要素となる意見が数多くあり、この際、改定を行つたとしても市民の御理解をいただけるものと確信し、極めて厳しい社会情勢ではありますが、市長等市議会議員各位の今後の活躍と市民全体の福祉向上を更に期待し、次のとおり改定すべき報酬額と実施時期について決定を見ることができましたのでここに本答申を行います。

議員諸氏、理事者におかれましては諸般の情勢を御賢察くだされまして、なお一層の努力によりその職務を遂行されますようお願いいたします。

## 1 議会の議員の報酬額

|       |    |          |
|-------|----|----------|
| 議 長   | 月額 | 225,000円 |
| 副 議 長 | 月額 | 200,000円 |
| 常任委員長 | 月額 | 190,000円 |
| 議 員   | 月額 | 185,000円 |

2 市長等の給料の額

順位に開拓調(答申前)

(52.1現在単位千円)

| 順位 | 市長  | 月額       | 収入役      | 議長                | 副議長                       | 議員                |
|----|-----|----------|----------|-------------------|---------------------------|-------------------|
| 1  | 市長  | 450,000円 |          |                   |                           |                   |
| 2  | 助役  | 395,000円 | 435 府中市  | 310 調布市           | 260 八王子市・調布市              | 240 八王子市・調布市      |
| 3  | 収入役 | 380,000円 | 425 立川市  | 300 八王子市          | 240 立川市・三鷹市               | 230 三鷹市           |
| 4  | 教育長 | 380,000円 | 420 調布市  | 290 府中市           | 230 保谷市                   | 220 立川市           |
| 5  |     |          | 415 三鷹市  | 270 三鷹市           | 227 武蔵野市                  | 210 町田市・保谷市       |
| 6  |     |          | 412 武蔵野市 | 260 立川市           | 220 昭島市・町田市・東久留米市         | 208 国分寺市          |
| 7  |     |          |          | 257 武蔵野市          | 218 国分寺市                  | 207 武蔵野市          |
| 8  |     |          |          | 252 町田市・保谷市・東久留米市 | 215 青森市                   | 200 青森市・昭島市・東久留米市 |
| 9  |     |          |          | 245 国分寺市          | 210 新井町市・国分寺市             | 193 柏江市           |
| 10 |     |          |          | 240 青森市・昭島市・国分寺市  | 205 田原市                   | 190 田原市           |
| 11 |     |          |          | 235 新井町市          | 204 柏江市                   | 180 日野市・多摩市       |
| 12 |     |          |          | 230 田原市・柏江市       | 190 日野市・多摩市               | 175 小平市           |
| 13 |     |          |          | 220 小平市・日野市・多摩市   | 185 小平市                   | 165 東松山市          |
| 14 |     |          |          | 200 武蔵野市・柏江市・新井町市 | 175 青森市・武蔵野市・柏江市・秋川市・小金井市 | 160 秋川市・小金井市      |
| 15 |     |          |          | 180 (福生市)         | 170 小金井市                  | 145 東松山市          |
| 16 |     |          |          | 178 東松山市          | 161 東松山市                  | 140 (福生市)         |
| 17 |     |          |          |                   | 155 (福生市)                 |                   |
| 18 |     |          |          |                   |                           |                   |
| 19 |     |          |          |                   |                           |                   |
| 20 |     |          |          |                   |                           |                   |

本答申に係る改定は、昭和52年4月1日から実施すること。

順位に関する調 (答申前)

(52.1.1現在 単位千円)

| 順位 | 市長                   | 助役                    | 収入役                       | 議長                | 副議長                   | 議員                          |
|----|----------------------|-----------------------|---------------------------|-------------------|-----------------------|-----------------------------|
| 1  | 550 八王子市             | 470 府中市               | 435 府中市                   | 310 調布市           | 260 八王子市・府中市・調布市      | 240 八王子市・府中市・調布市            |
| 2  | 540 府中市・調布市          | 460 八王子市・立川市          | 425 立川市                   | 300 八王子市          | 240 立川市・三鷹市           | 230 三鷹市                     |
| 3  | 530 立川市              | 450 調布市               | 420 調布市                   | 290 府中市           | 230 保谷市               | 220 立川市                     |
| 4  | 520 三鷹市              | 442 武蔵野市              | 415 三鷹市                   | 270 三鷹市           | 227 武蔵野市              | 210 町田市・保谷市                 |
| 5  | 482 武蔵野市             | 440 三鷹市               | 412 武蔵野市                  | 260 立川市           | 220 昭島市・町田市・東久留米市     | 208 国立市                     |
| 6  | 470 町田市・東村山市         | 420 町田市               | 410 八王子市                  | 257 武蔵野市          | 218 国立市               | 207 武蔵野市                    |
| 7  | 460 狛江市              | 406 狛江市               | 386 狛江市                   | 250 町田市・保谷市・東久留米市 | 215 青梅市               | 200 青梅市・昭島市・東村山市・国分寺市・東久留米市 |
| 8  | 450 昭島市・国分寺市・保谷市・青梅市 | 400 青梅市・昭島市・保谷市       | 380 青梅市・昭島市・町田市           | 245 国立市           | 210 東村山市・国分寺市         | 193 狛江市                     |
| 9  | 430 日野市・小平市          | 390 東村山市              | 370 保谷市・東村山市              | 240 青梅市・昭島市・国分寺市  | 205 田無市               | 190 田無市                     |
| 10 | 420 国立市・田無市・多摩市      | 380 国分寺市              | 360 国分寺市                  | 235 東村山市          | 204 狛江市               | 180 日野市・多摩市                 |
| 11 | 421.2 武蔵村山市          | 378 武蔵村山市             | 356 武蔵村山市                 | 230 田無市・狛江市       | 190 日野市・多摩市           | 175 小平市                     |
| 12 | 415 稲城市・秋川市          | 370 日野市               | 340 稲城市・日野市               | 220 小平市・日野市・多摩市   | 185 小平市               | 165 東村山市                    |
| 13 | 400 東久留米市            | 365 小平市・国立市           | 338 東大和市                  | 200 武蔵村山市・稲城市・秋川市 | 175 清瀬市・武蔵村山市・稲城市・秋川市 | 160 稲城市・清瀬市・秋川市・小金井市        |
| 14 | 395 清瀬市              | 360 東大和市・多摩市・田無市      | 335 国立市                   | 180 (福生市)         | 170 小金井市              | 145 東大和市                    |
| 15 | 386 (福生市)            | 350 東久留米市・秋川市・稲城市・清瀬市 | 330 小平市・田無市・清瀬市・東久留米市・多摩市 | 178 東大和市          | 161 東大和市              | 140 (福生市)                   |
| 16 | 384.4 東大和市           | 338 (福生市)             | 325 (福生市)                 |                   | 155 (福生市)             |                             |
| 17 | 370 小金井市             | 320 小金井市              | 320 秋川市                   |                   |                       |                             |
| 18 |                      |                       | 310 小金井市                  |                   |                       |                             |

(資料)

## 順位に関する調 (答申後)

(52.4.1 単位 冊)

| 順位 | 市長                         | 助役              | 収入役                   | 議長                | 副議長                   | 議員                          |
|----|----------------------------|-----------------|-----------------------|-------------------|-----------------------|-----------------------------|
| 1  | 550 八王子市                   | 470 府中市         | 435 府中市               | 310 調布市           | 260 八王子市・府中市・調布市      | 240 八王子市・府中市・調布市            |
| 2  | 540 府中市・調布市                | 460 八王子市・立川市    | 425 立川市               | 300 八王子市          | 240 立川市・三鷹市           | 230 三鷹市                     |
| 3  | 530 立川市・小平市                | 450 調布市・小平市     | 420 調布市               | 290 府中市           | 230 保谷市・小平市           | 220 立川市・小平市                 |
| 4  | 520 三鷹市                    | 442 武蔵野市        | 415 三鷹市・小平市           | 280 小平市           | 227 武蔵野市              | 210 町田市・保谷市                 |
| 5  | 482 武蔵野市                   | 440 三鷹市         | 412 武蔵野市              | 270 三鷹市           | 220 昭島市・町田市・東久留米市     | 208 国立市                     |
| 6  | 470 町田市・東村山市               | 420 町田市         | 410 八王子市              | 260 立川市           | 218 国立市               | 207 武蔵野市                    |
| 7  | 460 狛江市                    | 406 狛江市         | 386 狛江市               | 257 武蔵野市          | 215 青梅市・小金井市          | 205 小金井市                    |
| 8  | 450 昭島市・国分寺市・保谷市・青梅市・(福生市) | 400 青梅市・昭島市・保谷市 | 380 青梅市・昭島市・町田市・(福生市) | 250 町田市・保谷市・東久留米市 | 210 東村山市・国分寺市         | 200 青梅市・昭島市・東村山市・国分寺市・東久留米市 |
| 9  | 440 小金井市                   | 395 (福生市)       | 370 保谷市・東村山市・小金井市     | 245 国立市・小金井市      | 205 田無市               | 193 狛江市                     |
| 10 | 432 東大和市                   | 394 東大和市        | 367 東大和市              | 240 青梅市・昭島市・国分寺市  | 204 狛江市               | 190 田無市                     |
| 11 | 430 日野市                    | 390 東村山市・小金井市   | 360 国分寺市・東久留米市        | 235 東村山市          | 200 (福生市)             | 185 (福生市)                   |
| 12 | 421 武蔵村山市                  | 385 東久留米市       | 356 武蔵村山市             | 230 田無市・狛江市       | 195 東大和市              | 180 日野市・多摩市                 |
| 13 | 420 国立市・田無市・多摩市            | 380 国分寺市        | 340 稲城市・日野市           | 225 (福生市)         | 190 日野市・多摩市           | 175 東大和市                    |
| 14 | 415 稲城市・秋川市                | 378 武蔵村山市       | 335 国立市               | 220 日野市・多摩市・東村山市  | 175 清瀬市・武蔵村山市・稲城市・秋川市 | 165 東村山市                    |
| 15 | 400 東久留米市                  | 370 日野市         | 330 田無市・清瀬市・多摩市       | 200 武蔵村山市・稲城市・秋川市 |                       | 160 稲城市・清瀬市・秋川市             |
| 16 | 395 清瀬市                    | 365 国立市         | 320 秋川市               | 195 清瀬市           |                       |                             |
| 17 |                            | 360 多摩市・田無市     |                       |                   |                       |                             |
| 18 |                            | 350 秋川市・稲城市・清瀬市 |                       |                   |                       |                             |
| 19 |                            |                 |                       |                   |                       |                             |

都下26市の市長等及び議員の報酬等に関する調(平均報酬額)

| 区 分 | 51.4.1         | 52.1.1         | アップ額<br>アップ率              | 答申額            |
|-----|----------------|----------------|---------------------------|----------------|
| 市 長 | (円)<br>390,385 | (円)<br>448,792 | (円)<br>58,407<br>14.96(%) | (円)<br>450,000 |
| 助 役 | 336,962        | 389,796        | 52,834<br>15.68           | 395,000        |
| 収入役 | 314,615        | 363,746        | 49,131<br>15.62           | 380,000        |
| 教育長 | 310,615        | 358,677        | 48,062<br>15.47           | 380,000        |
| 議 長 | 197,692        | 234,808        | 37,116<br>18.77           | 225,000        |
| 副議長 | 171,885        | 207,308        | 35,423<br>20.61           | 200,000        |
| 議 員 | 159,423        | 192,808        | 33,385<br>20.94           | 185,000        |

福生市の市長等及び議員の報酬等に都下26市の平均アップ率を乗じた場合の額について

| 区 分 | 51.4.1         | 26市平均<br>アップ率 | 金 額            | 答申額            |
|-----|----------------|---------------|----------------|----------------|
| 市 長 | (円)<br>386,000 | (%)<br>14.96  | (円)<br>443,746 | (円)<br>450,000 |
| 助 役 | 338,000        | 15.68         | 390,998        | 395,000        |
| 収入役 | 325,000        | 15.62         | 375,765        | 380,000        |
| 教育長 | 325,000        | 15.47         | 375,278        | 380,000        |
| 議 長 | 180,000        | 18.77         | 213,786        | 225,000        |
| 副議長 | 155,000        | 20.61         | 186,946        | 200,000        |
| 議 員 | 140,000        | 20.94         | 169,316        | 185,000        |

第二回福生市議会 定 例 会会議録(第七号)

昭和五十二年 六月二十四日福生市議会議場に第二回福生市議会定例会が開催された。  
 一 出席議員は次のとおりである。

|      |      |       |      |       |      |      |      |      |      |       |      |       |      |      |      |     |     |
|------|------|-------|------|-------|------|------|------|------|------|-------|------|-------|------|------|------|-----|-----|
| 十七番  | 十五番  | 十三番   | 十一番  | 九番    | 七番   | 五番   | 三番   | 一番   | 二番   | 四番    | 六番   | 八番    | 十番   | 十二番  | 十四番  | 十六番 | 十八番 |
| 小林菊三 | 川窪清一 | 宇佐美良時 | 竹田政勝 | 鈴木藤次郎 | 森田治男 | 原田生也 | 原 敏子 | 松山 清 | 村尾栄次 | 山崎良之助 | 指田保雄 | 貫井喜代次 | 田村市郎 | 小堀仁七 | 東田正治 |     |     |
| 君    | 君    | 君     | 君    | 君     | 君    | 君    | 君    | 君    | 君    | 君     | 君    | 君     | 君    | 君    | 君    | 君   | 君   |

賛成討論 議三十二  
 第二定 第二員  
 反対討論 議二十六  
 賛成討論 議二十九  
 賛成討論 議三十  
 賛成討論 議三十一  
 反対討論 議三十二

|      |       |      |        |
|------|-------|------|--------|
| 十九番  | 大野行夫君 | 二十番  | 宮沢良一君  |
| 二十一番 | 高浪忠君  | 二十二番 | 末次性男君  |
| 二十三番 | 岩田博君  | 二十四番 | 塩野鉄之助君 |

一 欠席議員は次のとおりである。

四番 村野武男君  
十七番 関米吉君

一 欠員は次のとおりである。

なし

一 議会事務局職員は次のとおりである。

|    |       |    |          |
|----|-------|----|----------|
| 議事 | 古谷徳男君 | 議事 | 市川昭利君    |
| 局長 |       | 係長 | 主事 尾野幸恵君 |

一 地方自治法第二百一十一條の規定による出席説明員は次のとおりである。

|        |        |        |       |
|--------|--------|--------|-------|
| 市長     | 石川常太郎君 | 助役     | 篠崎俊夫君 |
| 収入役    | 橋本孝蔵君  | 教育長    | 町田倍二君 |
| 秘書職員課長 | 有藤多市君  | 庶務課長   | 森田武君  |
| 企画財政課長 | 上野重勝君  | 環境保全課長 | 森田猛君  |
| 経済課長   | 生子国利君  | 福祉事務所長 | 八木房雄君 |
| 建設課長   | 森田進君   | 都市計画課長 | 内田和雄君 |

一

本日の議事日程は次のとおりである。

|          |       |             |       |
|----------|-------|-------------|-------|
| 市民課長     | 田村忠雄君 | 税務課長        | 島田猛君  |
| 下水道課長    | 須崎進君  | 用地課長        | 黒田登君  |
| 水道事務所長   | 高水求君  | 会計課長        | 石川和夫君 |
| 教育委員事務課長 | 浅見裕康君 | 教育委員事務課長    | 古谷正夫君 |
| 教育委員事務課長 | 小野光朗君 | 選挙管理委員会事務局長 | 井上久男君 |
| 市民会館長    | 野沢久人君 | 局長          |       |

日程第一 議案第二十六号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第二 議案第二十七号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第三 議案第二十八号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第四 議案第二十九号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第五 議案第三十号 福生市消防団条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第六 議案第三十一号 昭和五十二年度福生市一般会計補正予算(第一号) (審査報告)

日程第七 議案第三十二号 市道路線の認定について (審査報告)